

## 梅光学院同窓会東京支部会則

### 第1条 名称

本会は、梅光学院同窓会東京支部と称し、事務局を支部長宅に置く。

### 第2条 目的

本会は、関東近郊在住の梅光学院同窓生が相互の交誼を厚くし、親睦を図るとともに、本部と連携して母校の振興を図ることを目的とする。

### 第3条 事業

本会の目的を達成するために、講演会・チャリティーコンサート・その他の事業を行う。

### 第4条 会員

正会員 関東近郊在住の梅光学院同窓生

会友 中途退学者、または転校者で希望を申し出た者

### 第5条 役員

本会に下記の役員を置く。

支部長 1名、 副支部長 若干名、 会計 若干名、 書記 若干名、

会計監査 1名、 各学年代表 若干名、 顧問 1名、 相談役 若干名

### 第6条 役員任期

役員任期を3年とし、総会において改選する。但し、再選を妨げない。

補欠役員は、運営委員会で選出し、任期は前任者の残任期間とする。

### 第7条 役員任務

1. 支部長は、会務を統括し、会を代表する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在の場合は代理する。
3. 会計は、金銭出納に関する会計事務、及び会員異動による名簿整理を行う。
4. 書記は、会議の議事を記録する。
5. 会計監査は、会計事務を監査する。
6. 各学年代表は、会の活動について協議する。
7. 顧問、及び相談役は、会の運営を助ける。

### 第8条 会議

#### 1. 総会

毎年1回開催する。但し、特別の場合はこの限りではない。

予算・決算、事業計画・報告、役員改選、会則修正、その他の必要事項を決議する。出席者の過半数で議決する。

#### 2. 運営委員会

運営委員会は、必要に応じて開催する。

### 第9条 経費

本会の経費は、会費、寄付、事業収益、その他の収入を以ってこれに充てる。

1. 会員は、毎年会費を納める。

2. 年会費は、1,000円とする。一旦納めた会費は理由の如何に拘らず返金しない。

### 第10条 会計年度

本会の会計年度は、1月1日より同年の12月31日までとする。

付則 この会則は、平成 23 年 1 月 1 日より施行する。